

# 総務委員会会議録

日時 令和2年10月1日(木) 開会時間 午前10時01分  
閉会時間 午後3時17分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 猪股 尚彦  
副委員長 杉原 清仁  
委員 皆川 巖 白壁 賢一 山田 一功 水岸富美男  
卯月 政人 志村 直毅 飯島 修 藤本 好彦

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事政策局長 渡邊 和彦 政策企画グループ政策参事 齊藤 由美  
政策調査グループ政策調査監 植村 武彦 秘書グループ管理監 武井 紀人  
広聴広報グループ戦略広報監 三科 隆人  
疾病対策推進グループ政策参事 佐野 満 国際戦略グループ国際戦略監 雨宮 学  
県民生活部長 丹澤 尚人  
県民生活部理事(グリーン・ゾーン推進課長事務取扱) 落合 直樹  
県民生活部次長(県民生活総務課長事務取扱) 井上 泰子  
北富士演習場対策課長 伴野 直明 統計調査課長 小林 司  
県民安全協働課長 望月 英二 私学・科学振興課長 小林 洋一  
スポーツ振興局長 赤岡 重人  
スポーツ振興局次長(オリンピック・パラリンピック推進課長事務取扱) 草間 聖一  
スポーツ振興課長 安藤 明範  
リニア交通局長 三井 孝夫  
リニア交通局次長 大野 健 リニア未来創造・推進課長 石寺 淳一  
交通政策課長 藤原 鉄也 地域創生・人口対策課長 有泉 公彦

公安委員会委員 武田 信彦 警察本部長 大窪 雅彦 警務部長 大泉 雅昭  
警備部長 窪田 圭一 交通部長 切刀 康友 刑事部長 清水 順治  
生活安全部長 荒居 敏也 会計課長 進藤 明 首席監察官 比留間 一弥  
警察学校長 加々美 誠 警務部参事官 川口 守弘 警備部参事官 大森 伸  
交通部参事官 井上 久 刑事部参事官 瀬戸 良広 理事 吉田 一成  
総務室長 天野 英知 監察課長 堀内 徹 警備第二課長 三浦 昇  
教養課長 姫野 賢司 捜査第二課長 今橋 敦 交通規制課長 内藤 智  
捜査第一課長 大森 勇人 生活安全部参事官 佐藤 光男  
交通指導課長 齋藤 武彦 組織犯罪対策課長 五味 雄二  
生活安全捜査課長 小林 英樹 警務部次長 三井 幹夫  
少年・女性安全対策課長 所 紀久男 厚生課長 山村 和之  
通信指令課長 赤池 久人 地域課長 清水 高博 運転免許課長 和田 弘記

総務部長 市川 康雄 総務部理事 渡邊 雅人  
総務部理事(次長事務取扱) 小澤 浩  
総務部次長(人事課長事務取扱) 染谷 光一

総務部次長（財政課長事務取扱） 井上 弘之 職員厚生課長 柴田 克己  
税務課長 村松 茂樹 財産管理課長 丸山 正雄 資産活用室長 小澤 浩  
行政経営管理課長 保坂 一郎 市町村課長 古屋 登士匡  
情報政策課長 土屋 隆  
防災局長 末木 憲生 富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 関 尚史  
防災危機管理課長 小澤 清孝 消防保安課長 丸茂 敏樹  
会計管理者 平賀 太裕 出納局次長（会計課長事務取扱） 今井 幸一  
管理課長 柳原 明裕 工事検査課長 牧野 和憲  
県議会事務局次長（総務課長事務取扱） 高野 雄司  
人事委員会事務局長 奥秋 浩幸  
代表監査委員 小島 徹 監査委員事務局長 神宮司 易

#### 議題（付託案件）

- 第 80 号 山梨県県税条例中改正の件
- 第 83 号 令和 2 年度山梨県一般会計補正予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第 2 項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第 2 条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第 4 条地方債の補正並びに第 5 条一時借入金の補正
- 第 91 号 動産購入の件
- 承 第 3 号 山梨県部等設置条例中改正の件

- 請願第 1－2 号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について
- 請願第 2－3 号 国に対し「消費税率 5% への引き下げを求める意見書」の提出を求めることについて
- 請願第 2－4 号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を国へ提出することについて
- 請願第 2－5 号 「桜を見る会」の疑惑解明のため徹底審議を求める意見を提出することを要望することについて
- 請願第 2－9 号 「学生に対する支援の抜本的な充実を求める意見書」の採択を求めることについて
- 請願第 2－12 号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきもの、承認すべきものと決定した。また、請願第 1－2 号、請願第 2－3 号、請願第 2－4 号、請願第 2－5 号、請願第 2－9 号については継続審査すべきもの、請願第 2－12 号については採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、知事政策局・スポーツ振興局・県民生活部・リニア交通局、警察本部、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前 10 時 1 分から午前 11 時 46 分まで知事政策局・スポーツ振興局・県民生活部・リニア交通局関係の審査を行い、休憩をはさみ、次に、午後 1 時 13 分から午後 1 時 45 分まで警察本部関係の審査を行い、休憩をはさみ、最後に、午後 1 時 59 分から午後 3 時 17 分まで総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・

監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 知事政策局、スポーツ振興局、県民生活部、リニア交通局関係

※第 83 号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第4条地方債の補正並びに第5条一時借入金の補正

質疑

(スポーツイベント等感染予防対策支援事業費について)

志村委員 まず、スの3ページ、スポーツ振興局の関係で。貸し出し用のサーモグラフィーの整備ということですが、台数、保管場所、具体的な使用方法について御説明をお願いします。

安藤スポーツ振興課長 まず、購入の台数は3台を予定しております。また、保管につきましては、当課スポーツ振興課で行いまして、さまざまな場所でのイベントに活用していただきたいと考えております。

なお、借用を希望する主催者の皆様へは、大会の規模、あるいは運営方法などを確認しながら、確実に検温を実施させるように努めてまいりたいと考えております。

志村委員 承知しました。なかなかイベントがやりにくい状況になっていますので、こうしたものを活用してイベントが円滑にできるよう、非常に期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

(やまなし二拠点居住誘致推進事業費について)

今度のはりの5ページ、地域創生・人口対策で。二拠点居住の拠点整備の関係で確認をします。これは今年度、企業移転の意向調査、説明会、現地ツアー等を開催して、来年度まで繰り越して1施設当たり2,000万円上限の改修事業を行うという考え方でよろしいでしょうか。

有泉地域創生・人口対策課長 委員のおっしゃるとおり、総額1億円ということでございまして、1施設当たり2,000万円で、県内各地域に5施設程度のサテライトオフィス等の整備を目指していきたいというものでございます。

志村委員 承知しました。知事も記者会見で、この件についてはスピード感を持って取り組んでいくとおっしゃっていました。ただ、本会議の一般質問で、私が6月に取り上げましたし、今回は杉原議員も取り上げてくださっていますけれども、私どもの地元の笛吹市において、既に民間の事業者さんでそういった取り組みに着手している事例があります。県でも情報は共有されているかと思いますが、やはり使い勝手です。今の時点だと、サテライトオフィスの改修等に市町村を通じて補助するということですので、すぐに対応できないと、ちょっと厳しいのかなと感じます。今後、サテライトオフィスも含めた二拠点居住

に取り組もうという意識のある民間の事業者さんの支援に、この補助も含めて、さらに寄り添った形でぜひ対応、また検討をしていただきたいと思います。御所見をいただけたらと思います。

有泉地域創生・人口対策課長 コロナの影響によりまして、全国的にも地方への企業の移転という動きが加速してきているわけでございます。そのような中で、当県といたしましても、積極的にテレワーク等の需要に応えられるよう、民間のお知恵も拝借する中で、市町村が積極的にサテライトオフィス等の整備につながるよう補助金等によりまして御支援をしてみたいと考えております。

卯月委員 同じくりの5、やまなし二拠点居住誘致推進事業費についてです。私は、一般質問でもデュアルベースタウンの部分でこの取り組みについて質問させていただきました。コロナウイルスの感染拡大によって、テレワークが実際に行われるようになって現実味が増してきたという事実がある中で、サテライトオフィスに関連して、誘致について企業も本気で検討を始めてきたということだと思います。東京に近接していて豊かな自然も有する本県の特徴を生かした誘致に努めていきたいと思いますが、ほかの自治体についても同じような考え方でやってくるため、地域間競争、自治体間競争が激しくなってくると予想されます。報道にあったとおり、二拠点居住の推進は地域の知恵比べだと思うんですが、山梨県としての本事業の特徴を教えてくださいたいと思います。

有泉地域創生・人口対策課長 委員の御質問のとおり、当県としましても民間のノウハウを活用しながら、地方への企業移転に関心がありそうな会社、例えば、テレワーク等の親和性が高い教育・学習支援、金融・保険、不動産業等の業種の会社を対象に意向調査を行うのみならず、二拠点居住の推進に向けた県のさまざまな支援策を、まずは知っていただきまして、着実に活用していただけるよう、企業向けの説明会や相談会を行うとともに、サテライトオフィス等の現地視察を行うなど、必要なフォローアップを行うことによりまして、今後、企業との二拠点居住に向けたマッチングにつなげてまいりたいと考えております。

卯月委員 二拠点居住の推進のためにはサテライトオフィスの利用が考えられるということでありまして。県内で既に開設しているサテライトオフィス等の利用状況について、わかる範囲で教えてくださいたいと思います。

有泉地域創生・人口対策課長 県内の利用状況でございますけれども、都留市に1カ所、甲州市に1カ所、早川町に1カ所、道志村に1カ所の、計4カ所が開設されておりまして、このうち、都留市と早川町のサテライトオフィスにつきましては、全て入居済みでございます。道志村につきましては、3区画あるサテライトオフィスのうち1カ所が入居済みという状況になってございます。

卯月委員 この補助金は市町村に対して補助されると思いますが、こういった考え方で補助していくのかお伺いします。

有泉地域創生・人口対策課長 都市部の企業が本県へ移転することにより、魅力的な仕事の創出につながるということでございます。市町村は、二拠点居住者と多くの接点を持つことになり、その市町村みずからが主体的に行うサテライトオフィス等のハード整備に対しまして、今回支援させていただくということでございます。これによりまして、県内の各地域に5件程度の拠点を確保できればと考えているところでございます。

卯月委員

わかりました。冒頭もお話させていただきましたが、人口の増加や流出防止には、いろんな観点があると思うので期待できると思うのですが、山梨県として整備されていくサテライトオフィスに対してどういった効果を期待しているのか、最後にお聞きして終わりたいと思います。

有泉地域創生・人口対策課長 魅力的な仕事の創出を通じました若者のU・Iターン就職によりまして、本県の人口流入を考えております。あと、サテライトオフィスの運営の好事例としまして、例えば入居者の知見やノウハウ、また、人脈を生かした地域貢献活動や地域活性化に向けた取り組み、そして、これらの成果の横展開による地域内での二拠点居住に向けた取り組みの加速や拡大などに期待してまいりたいと考えております。

白壁委員

二地域居住ということなんだけど、これは企業誘致と全く同じでね、今までやってきたことなんだよね。当時のことを思い出すと、東京エレクトロンが仙台に分社化する時、我々議員が社長と話をし、何と言われたか。まず、若い社員が集まりません。なぜか。一つは子供たちの教育が心配。もう一つは、クオリティー・オブ・ライフ、つまりQOLが下がる。もう一つは、東京から1時間半で蕪崎へ行ける、仙台も1時間半で行ける、仙台は宮城県が先頭に立ってワンストップでやっているが、山梨県は手間がかかると言われた。これは企業誘致と全く一緒だ。当時と違うのは、例えば、サテライトオフィスの関係では市町村と連携しながら補助を出すという点。亀山というところにはテレビがあった。なんぼお金を出してもほかのところに行かずにあそこに行った。お金じゃない、環境なんだ。きょうは知事政の局長がいるけど、調整をしっかりと。単純に一つだけのところでやると、また失敗するよ。全てのもの、教育から産業から。QOLとは何かと言ったら、スーパーマーケットがないと言うの。これから子供を生む職員や社員が、子供の教育が心配と言う。うちの女房は免許持っていないから買い物に行くのも大変なのと言う。こういうところをちゃんと知事政が調整していかないと、またここで大きな花火を上げて失敗だよ。

三井リニア交通局長 今回もターゲットは企業・団体が中心ということで、そういう意味では企業誘致とほとんど変わらないということで、委員の御指摘のとおりだと認識しております。今年度に入りまして自然首都圏構想研究会等、幾つかの研究会を立ち上げて、いろいろな御意見を賜っているのですが、やはり同じようなお話もいただいております。いわゆる教育環境が整っていなければ駄目だ、あるいは医療や文化、食、さらには御指摘のありました交通環境等、本当にさまざまなそういう基盤が重要なんだということをおわせて認識しております。

今、サテライトオフィス等の整備、あるいはワーケーション等によったきっかけづくりについて、スピード感を持って対応しなきゃいけないということで動いておりますが、あわせてそういったものについても研究を行い、少しでも底上げし、環境を整えるということに努力していきたいと考えております。また、いろいろと御指摘、御指導もいただきたいと思っております。よろしく願います。

白壁委員

リニアの局長が決意を述べていただいたんですけど、私が一番言いたいことは、やっぱり縦割りの弊害があるんで、ぜひ横のつながりを。教育委員会があります、企業計画があります、リニアの関係もありますと言うと、ここしかないんだよ。だから、その辺をよく調整しながら、せっかく大きな予算を取って

枠をつくって鳴り物入りでやったんだから、知事も本当にそのつもりでやっているから、これは成功させたい。初めて、本当にそのつもりでやっている感じなんだよ。世の中がコロナでも、国破れて山河ありで、必ずどこかでいいところもくるから、そのときのために、今スピード感を持ってやらなきゃならないということだから、その調整役というリニアもだけど、やはり知事政。今までやっていたものを途中で切って、今回はそこに集中したんだから。知事政の局長に最後、決意をもらって。

渡邊知事政策局長 委員から御指摘もありましたように、総合力で取り組まないと、この問題は解決しないと思っております。現時点におきまして、リニアの未来を考えるとという形の中で山梨県の将来構想を今リニア交通局で担当していただいております。ただ、委員から御指摘があったように、教育も含めて、全体的なレベルアップをしないと、この問題は解決しないということは、重々承知をしておりますので、教育委員会のみならず、全部局が総体制で、国も縦割りをなくすということをやっているようですが、私ども山梨県としても横の連携を密にして、総合計画の見直しの中にもそういう考え方も入れながら、これについては取り組んでいきたいと思っております。また、今後とも引き続き御指導のほど、よろしくお願ひいたします。

(電波広報費について)

飯島委員 知の2ページ、電波広報費。県民に情報を届けるというのは、極めて重要だと私も思います。まず、テレビCMを放映とありますが、どの局でやるのか、もう決まっているんですか。

三科広聴広報グループ戦略広報監 どこの局で放送するかというお問い合わせですけども、基本的に感染症対策ということをお目玉にしておりますので、県民に伝えることに意味があると思っております。そうしますと、県民を対象とした内容の場合には、県内の放送局2局を対象として放送をしようと思っております。

飯島委員 当然お考えになっていると思いますが、大勢の人に見てもらおう、いわゆる視聴率が高い時間帯。あるいは老若男女いるんですけど、ターゲットを誰に絞るのか。あるいは満遍なく訴えとなると幾つかのパターンも考えられると思うんですね。まずは、その時間帯はどう思っていますか。

三科広聴広報グループ戦略広報監 時間帯につきましては、要するに、世間で言われているゴールデンタイムやプライムタイムというような放送料金が高い時間帯であったりとか、あるいは朝夕は安かったり等、さまざまな時間帯がありますので、その辺を総合的に勘案。もう1点としましては、県民でもいろいろな生活パターンの方がいると思っておりますので、ゴールデンタイムばかりに集中してもいいわけではありませぬので、朝から夕まで満遍なく放送できるような形で、放送局と調整してまいりたいと思っております。

飯島委員 私も先ほど申し上げたように、老若男女いろんな層があるので、ゴールデンタイムは確かに視聴率がいいので、そのパーセンテージは高いかもしれませんが、見ている人たちが同じような層だったら余り効果がないとは言いませんけど、おっしゃったように、朝昼晩いろんなパターンで考えていただきたい、おっしゃっているところでいいと思います。

(県政情報発信事業費について)

次に、県政情報発信事業費。今度は新聞広告のことです。これ、山日だけで  
すか。

三科広聴広報グループ戦略広報監 こちらにつきましても同じように、感染症対策ということ  
ですので、対象としては県民全般ということになります。山日新聞は当然です  
けれども、全国紙につきましても、地方版として県からのお知らせを各紙に載  
せておりますので、そのあたりも含めて調整してまいりたいと思っております。

飯島委員 御存じだと思いますけども、今若い人が新聞を購読していない、取っていない  
という事実がありますので、山日以外にも全国紙もというお考えをお聞きし  
たので、ぜひ検討していただきたいなと思います。

山日は、県内の世帯の中でどのぐらい購買しているかという数字を把握され  
ているでしょうか。

三科広聴広報グループ戦略広報監 おおよそ25万部ほどと聞いております。

飯島委員 全体は幾つで、そのうちの25万部。分母は幾つ。

三科広聴広報グループ戦略広報監 今の数字、25万部というのは全体の数字でして、山日が  
そのうちの大体20万部と聞いております。

飯島委員 山日が25分の20という理解でいいですね。でも、先ほどおっしゃったよ  
うに、全国紙もということで、より効果を波及するためにも検討していただき  
たいなと思います。

(地域課題解決のためのNPO活動支援事業費補助金について)

次に、県民の3、ボランティア・NPO活動促進事業費。新たな社会貢献活  
動について、「新たな」というところがちょっと引かかるんですけど、説明し  
ていただけますか。

望月県民安全協働課長 新たな社会貢献活動といいますのは、今回、各NPO法人についまし  
ては、それぞれ実施している事業に加えて、新しく行う事業、加えて、現在の  
事業を拡大することで社会貢献をしていただく、その事業を意味して今回予算  
要求をさせていただきました。

飯島委員 新たに、あるいは拡大するということですから、充実するようにやってい  
たくということであると理解しました。

あと、30万円の補助ということですが、30万円の上限の根拠を教えてい  
ただけますか。

望月県民安全協働課長 今回、予算を計上させていただくに当たりまして、各NPO法人にア  
ンケート調査をさせていただいております。回答があったのは25%程度で、  
110の法人から来ております。その中で、どういった事業をしたいとか、新  
規事業として拡大したいかということをお聞きしたところ、コロナの影響で対  
面でのさまざまな事業が実施できないといった場合に、パソコン等を使ってオ  
ンラインで面談をしたり、そういったことを代替としてやりたいという声がか  
なりございました。今回のコロナにより各事業が中止等していることで、各法  
人の事業収入等が減ってございますので、その費用を捻出することができな  
いという声もございまして、パソコンですとか、それに伴うカメラですとか、

ウイルス対策ソフトですとか、そういうものを最大で見積もった金額として30万円という金額を上限とさせていただきました。もちろん、その範囲内であれば補助できますけれども、一応そういう意味で30万円という単価を設定させていただいた次第でございます。

飯島委員 最低限必要な基本的な経費と理解しました。この対象者は、応募性、それとも指名ですか。その対象になるボランティア・NPO法人の決めた方はどうしますか。

望月県民安全協働課長 対象のNPO法人につきましては、公募という形とさせていただきます。そして、公募いただいた中から、学識経験者ですとか、NPOの支援をしている団体ですとか、そういう方々に選定をしていただく選定委員会を開きます。目的や効果、あるいは今回御議決いただいた後に一カ月ぐらいかけて交付要綱等の作成をしますのです、今年度中に実施できる事業かどうかという点につきまして委員会で評価していただき、予算の範囲内で補助する団体を決めていきたいと考えてございます。

飯島委員 先ほど1カ月ぐらいという話があって、今年度中に実施できる事業かという御説明ですけど、やる気があるNPO法人もあると思いますので、その気持ちをすぐ反映できるようにスピード感を持ってやっていただきたいと思います。

(やまなしバス交通オープンデータ化促進事業費について)

最後にりの4、公共交通活性化総合対策事業費です。システム改修という説明ですが、現在、このシステムがどのように稼働しているのか、よく存じてないんですけど、教えてください。

藤原交通政策課長 山梨県バス協会が持っておりますバスコンシェルジュというシステムがございまして、こちらはバスの運行状況の案内機能であるとか、現地から目的地までのバス情報の検索とか、バス停留所の位置情報や時刻表情報などを提供しているシステムでございます。

飯島委員 改修ということですが、それをバージョンアップするということもあるし、サービス向上のために新しいものを導入する等、いろいろあると思うんですけど、改修の具体的な内容を教えてください。

藤原交通政策課長 今般の改修でどのようなことを行うかということでございますが、ただいま時刻表等の静的データがメインでございまして、また、バスコンシェルジュの中ではバスの位置情報等が表示されるわけでございますが、このほかにナビタイムやグーグルマップのルート検索等の各種検索サイトにおきましても遅延等の状況が反映されるようになるということがございます。そして、現在使われておりますのは3G方式でございまして、こちらのほうも数年後にはNTTドコモのほうでサービス提供を終了するということがありますので、今後3Gから4G、5Gという対応も含めまして改修をさせていただくものでございます。

飯島委員 わかりやすく表現すると、バスを待っている人たちに、今バスがこっちに向かっていきますよとか、あとどのぐらいですよとか、そういう位置情報が的確に早くなるという理解でいいんですね。



藤原交通政策課長 はい。バスに乗車しようとする方が検索しますと、現状では、検索結果に時刻表どおりのバスしか登場しません。今回の改修により、交通渋滞等により遅延している場合には、乗ろうとしているバス停に到達していないバスも検索結果に登場させることで、バス停での密集を防ぐという利便性が向上されるものでございます。

飯島委員 大体わかりました。包括的に利用者に対しての情報がきめ細くなるという理解ができました。

最後に、全額が繰越明許費になっています。先ほど、改修に一定期間必要だからという説明があったと思うんですけど、全額が繰越明許費となると、執行はいつになるのかという心配があるんですが、その辺の説明をいただきたいと思えます。

藤原交通政策課長 繰越明許費の設定をお願いしているところでございますが、こちらにつきましては、システム改修等は時間がかかるということで、委員御指摘の懸念がないように、御議決をいただいた後は速やかに補助の交付決定をし、事務手続を進めてまいります。システム改修等は時間を要すること、もう1点、バスに積載しておりますGPSの車載器を3G対応から4G対応の高規格に変えるものですから、全部取りかえなければならないということで、その車載器につきましても開発やテストをいたします。また、路線バスへ取りつけるということもございますので、どうしても年度をまたいでしまうということから、繰越明許の設定をお願いしているところでございます。

飯島委員 いい取り組みでありますので、一刻も早くスピード感を持ってやっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(地域課題解決のためのNPO活動支援事業費補助金について)

藤本委員 県民の3ページ、県民安全協働課の地域課題解決のためのNPO活動支援事業費補助金について伺います。

NPO法人は、さまざまな活動をしていると理解しています。今回コロナ禍において、よりNPOの活動が必要とされる、求められていると思います。こういったNPOの活動は地域の中に根づいていまして、セーフティーネットの役割も担っていると思います。今回、NPO法人の中で新型コロナウイルスの影響によって事業の実施や運営などに支障が生じているという話を、地元を初め県内でもよく聞くんですが、初めに県内でコロナ禍におけるNPO法人の活動の現状について伺います。

望月県民安全協働課長 先ほど、飯島委員の御質問の際に説明させていただいたんですが、今回、予算を計上するに当たり、その時点で458ございました全てのNPO法人にアンケート調査を実施させていただいたところでございます。そのうち25%程度の110法人から回答を得ました。結果になりますけれども、今回、事業が中止になった、密接の回避で事業ができないといった事情で86法人あるなど、回答を得た約8割の法人が事業活動に影響が生じているという回答でございました。

また、回答いただいたものの約5割になる47法人につきましては、寄附金が入ってなくなった、事業が中止になり経営に影響が生じているという回答でございました。

藤本委員 御答弁いただきましたように、今までと違う中で、大分、経営に困っている

という状況です。コロナがすぐ収束するかどうかはわからない中で、NPOの事業の実施に影響することが懸念されると思うんですが、影響が出る恐れのある活動の中で支援を必要としている方々が県内には多くいると思うんです。そういった県内で背中を支えてもらいたいとか、手を貸してもらいたいという方たちに、必要な場所に必要な分だけ、できるだけ手を差し伸べることが重要だと考えています。今回、県はNPO法人が実施する新たな社会貢献活動に対して助成すると認識しています。このNPO法人は、まちづくりや福祉、また地域の活性化など、さまざまな地域課題等を解決するために活動していると思うんですが、今回の制度では具体的にどのような活動を行っているNPO法人を対象にしているのか、わかりやすくお聞かせください。

望月県民安全協働課長 今回の補助制度につきましては、NPO法で約20のNPOの活動分野がございますが、そのうち今回補助の対象と考えてございますのは、生活困窮の支援、社会的孤立の解消、社会的弱者の支援を目的とする5つの分野の活動をする法人を対象といたします。具体的には、保健医療、あるいは、福祉の増進を図る活動、それは生活困窮者、高齢者、障害者の支援を行う活動や子育て等を支援する子供の健全育成を図る活動、その他に3つの活動がございますが、その5つの分野で活動するNPO法人に対して助成することを考えてございます。

藤本委員 具体的に社会的な困窮者、弱者と言われている方たちに助成をするということですが、保健や医療、また、福祉の増進が主な活動の目的とされている法人とは、具体的にどういう事業を想定しているのか詳しくお聞かせください。

望月県民安全協働課長 具体的に想定している事業といたしましては、アンケートでいろいろとNPO法人から聞いているところでございます。生活困窮者ですとか、子育ての方、あるいは障害者等を支援するため、これまで室内で実施していた相談や学習の支援につきまして、アクリル板を設置するなど、感染症を施して実施する事業。また、先ほど申しましたように、新たにオンライン等を通じて実施する事業。あるいは、子育ての関係で、公園等を紙ベースで紹介していたものをホームページ等で実施したいといった事業につきまして、県で想定をして予算計上をさせていただいたところでございます。

藤本委員 そのような中で、新型コロナウイルス感染症の収束が見えないと思うんですが、より県民が安心して生活を送ることができる社会を早急に実現していくためにも、今後も、県として支援を継続していくことが重要だと思います。そこで、県では今後、どのように取り組んでいくのか伺います。

それとあわせて、最後に、県でなくてもNPOの支援はできると思うんですが、県として、それをどのように県民に周知徹底していくのか伺います。

望月県民安全協働課長 これまでも地域の課題というものが存在してございました。それに加えまして、今回コロナ禍ということで、新たな課題が生じてございます。このような課題につきましては、県だけで対応することができない部分もございまして、NPOやボランティア、それに加えて企業等もございまして、そういった多様な主体が交流、あるいは連携して実施できるような場や機会をつくるという形をとりまして、あらゆるさまざまな地域課題にそれぞれ対応を図ってまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※請願第 1－2 号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について**

意見

卯月委員 本請願の趣旨は、核兵器廃絶、核禁止条約に関することでありまして、国の外交、安全保障政策に関連していることなどから、地方議会が意見書を出すことは慎重にしていかなければいけないと思います。  
したがって、現時点で本請願は継続審査とすべきだと考えております。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

**※請願第 2－4 号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を国へ提出することについて**

意見

杉原副委員長 当請願につきまして私の意見を述べさせていただきます。結論から申しますと、この請願は継続審査とすべきであると考えます。理由は、選択的夫婦別姓の導入については、婚姻制度や家族のあり方など深く関連しており、国会においても慎重に継続的に検討されていると承知しております。当県議会としても県民の意見を十分に聞いた上で、国会の議論の動向を注視しながら慎重に判断する必要があると考えます。  
よって、本請願は継続審査とすべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

**※請願第 2－5 号 「桜を見る会」の疑惑解明のため徹底審議を求める意見を提出することを要望することについて**

意見

志村委員 請願第 2－5 号についてであります。桜を見る会については、先般、発足しました菅内閣で菅内閣総理大臣からも今後は中止をしていくという表明をなされております。また、国政上の問題でありまして、国会で開会、閉会中も含

めて予算委員会等、審議が行われているという状況でございます。そうした意味において、国会審議がなされている以上、まずは内容等を注視しながら状況を判断していく必要があると考えまして、本請願については継続審査とすべきものと考えております。

藤本委員 採択を希望いたします。この件は、前総理のときの疑惑の問題でありまして、新しい総理になったからと言って、ふたをしてよいわけでは決してないと考えます。そして、この問題は単なる国の問題というだけでなく、地方や地域においても政治倫理が問われていると考えておりまして、民主主義が問われている問題であり、極めて重要な問題だと考えます。

さらに、納税者である国民に直接かかわっている問題であり、疑惑や解明を求めるのは私たち国民や県民の当然の権利だと考えます。そのことから先ほど申しましたように採択を希望いたします。

討論 なし

採決 起立多数により、継続審査すべきものと決定した。

#### ※請願第2-9号 「学生に対する支援の抜本的な充実を求める意見書」の採択を求めることについて

意見

卯月委員 国では困窮する学生に対しまして、高等教育の就学支援の新制度を初めとする学生支援緊急給付金など、経済的支援制度を用意している状況であります。一方、県内で多くの大学でも困窮する学生に対しまして独自の支援策を実施し、また、県立大学においても6月議会におきまして、授業料減免を独自に実施するための関係予算を計上したところであります。新型コロナウイルスにより経済的な影響を受けている学生等の支援については、国や県とも連携して取り組んでいく必要があるかと思えます。

よって、引き続き、国や本県の状況、また、支援の取り組み状況などを慎重に検討していく必要があるということから、本件は継続審査することが適当であると考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

#### ※請願第2-12号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて

意見

白壁委員 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて採択すべきものとお願ひしたいと思います。理由につきましては、おのおの

の学校が建学の精神のもと、公教育の推進にしっかりとやっていくことでありますが、何と云っても公私比率の関係や少子化ということで予算的にも厳しい状況だということでもあります。県としても、国の交付税を含め幾つかのものから私学の学校に対して助成補助しているわけですが、これをしっかりと国として確立しながら、一層の充実が図れるようにするためには、やはりここで採択して、県として国に対して意見書を提出するべきだと思いますので、委員の皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

討論 なし

採決 採決の結果、採択すべきものと決定した。

## ※所管事項

質疑

(地域創生への取り組みについて)

志村委員 二拠点居住、あるいは移住・定住、またワーケーションということで、今回もさまざまな取り組みがなされています。白壁委員からもありましたように、今回、部局横断的に取り組みがなされているという状況にあります。特に、二拠点居住に関してはリニア交通局と県土整備部、そしてワーケーションと観光Ma a Sに関しては観光文化部ということで、少し分かれているのかなというイメージもあります。ワーケーションに関しては、観光という側面で、二拠点居住とか移住・定住にもつながる取り組みかと思うんですけども、まずは考え方として、これまでもずっとやってきた移住・定住、二拠点居住、ワーケーションをどのように部局横断的に横串で取り組んでいくのか、その考え方と方法について整理してお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

石寺リニア未来創造・推進課長 委員御指摘のとおり、これまでも二地域居住という観点から、また、ワーケーション等につきましても、それぞれの部局で取り組みを進めてまいったところがございます。今般のコロナ禍の状況におきまして、人の流れが都市部から地方へ移るということ、それはテレワークが大きく起因してございますけれども、県といたしましても、そういった流れをいち早くつかんで、進めていくということの中で、私どもにおきまして自然首都圏構想の研究会、またデュアルベースタウンの研究会等を立ち上げ、御意見をいただいております。

今回も、例えば、観光文化部でございますと宿泊施設に対するワーケーション環境の整備、また県土整備部でございますと空き家の掘り起こし活用といった形で、部局横断的に事業を出しております。それらにつきましては、私どもが検討会議を持っている関係で、意見を聞き、各部局と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

志村委員 コロナでより一層脚光を浴びるようになったワーケーションですが、よく言われるのは移住未満観光以上、移住まではいかないけど観光プラスビジネス、あるいは余暇をとという考え方から、さらに一步、二歩踏み込んで移住・定住ということにつながっていくことが、さらなる展開として期待されます。昨年発足しましたワーケーションの自治体協議会は、ほかの議員の方ともお話をする中で、山梨県も情報収集、あるいは情報共有、また山梨のオリジナリティーを

發揮していくという意味でも、こういったものに参加していくことが必要なんじゃないかなと考えていますが、この点について、現時点で県ではどんなお考えなのかお願いいたします。

石寺リニア未来創造・推進課長 委員御指摘の自治体協議会につきましては、6月の観光関係の委員会で御質問が出たと承知しております。それを8月1日の組織改正の中で、私どもが中心となってワーケーションから始まります二拠点居住を推進していくというお話がございます。ある意味競争である部分もございますけれども、そういったところと協調していくことも必要かと考えておりますので、現在、参加する方向で検討しているところでございます。

志村委員 承知しました。9月末時点で、たしか112自治体ですかね。山梨県もぜひ参加して、先進的という言い方がいいのかどうかわかりませんが、新しいものを手探りでオリジナリティーを持って開拓していくという部分もあろうかと思っておりますので、ぜひ通信環境とか、ワーキングスペースとか、そういった整備も含めて山梨を選んでいただける場にしていくためにも積極的な取り組みをお願いして終わりたいと思います。

(大学の遠隔授業に対する支援について)

卯月委員 新型コロナウイルスの感染症に伴い、緊急事態宣言が発令されたことによりまして、ほとんどの大学で前期授業については遠隔授業が行われてきました。今回の予算でも、県立大学については補助があって、管轄が違いかもかもしれませんが、多くの生徒が遠隔授業を行って来ました。そこで、私立大学が遠隔授業を実施するにあたり、どのような支援があるのか教えていただきたいと思っております。

小林私学・科学振興課長 委員から御指摘がありましたとおり、管轄の問題が一つございまして、私立大学につきましては、私立学校法に基づき文部科学省が所轄庁といたしまして監督と助成を行うことになっております。一方、県立大学につきましては、設置者として県が助成をしなければならないということで、今回、県立大学の助成の支援ということで計上させていただいております。

私立大学の財政支援でございますが、所轄しております文部科学省が、直接私立大学に対して支援を行うことになっておりますが、令和2年度の国の補正予算におきまして、遠隔授業の環境構築のための費用が措置されております。この内容ですが、新型コロナウイルス感染拡大に対応するための遠隔授業に必要なシステムサーバー、モバイル通信装置、これらの整備が助成対象となっております。各大学がデジタル技術を活用しました高度な教育を提供できる環境整備を行うに当たりまして助成をするものとなっております。

卯月委員 管轄が違ふということですが、そうは言っても、指導等をしていただければなと思っております。

文科省の管轄ということですが、その文科省では対面授業も含めた質の高い教育を提供してほしいということで、後期の授業からは、ほとんどの大学で対面授業と遠隔授業を並行して行うような状況だと思います。特に、先ほど述べました健康科学大学では、今、まさに必要とされている医療従事者を育てる大学ということで、実習授業を繰り返さなければ資格が取れないという実情があるということです。そこで、私立大学も含めて対面授業を実施する際の感染対策への支援はどうなっているかお答えいただきたいと思っております。

小林私学・科学振興課長 委員御指摘のとおりでございます。特に専門職を養成する大学におきましては、遠隔授業だけでは授業が成り立たないという現状がございます。これは県立大学を含めまして、遠隔授業そのものの質を高めるために、教員への研修等いろんな研修を行い、遠隔授業の質を高める取り組みが行われております。

今、県内におきましては、遠隔授業と対面授業を併用している大学・短大が11校中8校ございます。全国におきましても、やはり8割が遠隔と対面授業の併用をしているという状況でございます。大学におきましては、対面ということにおきまして、キャンパス内での感染症対策につきまして例年と異なる資金需要が生じているということがございます。これにつきましては、文部科学省におきまして、12月に交付を予定しておりました私立大学への補助金の一部、750億円ほどと伺っておりますが、これを9月に繰り上げて交付しております。この前倒しで交付された資金を活用しまして、対面授業の実施などを含め、学生が納得できる質の高い教育を提供するよう、文部科学省では各大学をお願いをしているところでございます。

また、令和3年度の概要要求の内容を確認いたしました。感染対策を含む安全安心な生活空間の確保に必要な環境改善整備に対する私立大学への支援につきましても必要な経費が計上されているところでございます。

私立大学におきまして、これらの国による措置や支援を十分に活用していただきまして、学生の学習環境の整備に努めていただけたらと考えております。

(八ヶ岳スケートセンターの存廃について)

杉原副委員長 スポーツ振興局がおりますので、所感を述べさせていただきます。おとといの一般質問で、私は八ヶ岳スケートセンターの存廃について質問いたしました。限られた時間で最後まで発言できませんでしたので、きょう御提案も含めて発言させていただきます。

私は、小さいころから毎年のようにスケートをやっておりました。スケート競技憎しで存廃を提起したわけではございません。競技団体や選手、愛好家の方の心情を察すると、ちょっとためらいながら発言した面もありますが、全ての県有施設を、今後多額な経費をかけて長寿命化していくべきかどうかは、スケートセンターに限らず、全ての施設に当てはまってくると思うんです。愛宕山こどもの国も閉園の方向で検討が進んでいると承知しております。八ヶ岳スケートセンターは、今後億を超えるような施設改修が必要で、費用対効果という面で、問題提起と私の意見を述べさせていただきました。その際、知事からは、廃止の方向で検討するという答弁があったかと思っております。仮に廃止された場合、八ヶ岳スケートセンターから40分ほどの距離で茅野市のスケートセンターがあると聞いております。例えば、八ヶ岳を使っていた児童・生徒の部活動の交通費補助のようなサポートを御検討いただけないものかと思ひまして、御提案です。よろしく申し上げます。

安藤スポーツ振興課長 ただいまの委員の御意見でございますが、スケートセンターが廃止となった場合には、スケート部の皆様、それから競技者の皆様について、お話のあった茅野のスケートセンター、あるいは県内ですと富士急のセイコオーバル、それから小瀬のアイスアリーナ等の御活用に御理解をいただきたいと考えております。

そうした中で、それに対してどういったサポートができるのかということに對しましては、今後、研究をしてまいりたいと考えております。

白壁委員 関連的なものになってしまったわけですけど、八ヶ岳スケートセンターの関

係。杉原議員が一般質問で廃止の方向でということだったわけだ。そのときの知事の答弁は、利用者も少なく、計画どおりに人が入っていないということだった。どういう計画を立てて、どの程度の人たちが入ったのか。たしか5年計画だと思ったんですね。その現状と今までのところを御説明いただけますか。

安藤スポーツ振興課長 まず、利用者数等の目標設定につきましては、地元北杜市や県スケート連盟等の関係団体によります「あり方検討会」というものを開催しまして、それぞれの団体がそれぞれの立場で努力をする中で、目標となる数値を設定してまいったところでございます。そうした中、昨年、一昨年の数字でございますけれども、利用者数につきましては、平成30年が1万9,135人という目標に対しまして1万6,737名、マイナス2,398名、昨年度につきましては、目標1万9,805人に対しまして1万3,812人、マイナス5,993人ということで、目標を下回っている状況でございます。

白壁委員 きょう、県スケート連盟の理事長と事務局長さんの2人がお越しになっている。昨年度は何でこんなに少なかったのかな。まさか壊れて使えなかったということはなかったらうね。

安藤スポーツ振興課長 昨年度につきましては、個人利用や団体利用が全体的に減少しているということがございます。あと、故障というお話がございましたけれども、設備の故障はございましたけれども、それには必要な修繕をして対応させていただいたところがございます。

白壁委員 私も子供のころスケートをずっとやっていて、我々のところは寒いところだから、夏は野球部として、それがそのまま季節部でスケート部になった。みんなそうなんですよね。だから、小さいときからスケートをやって、昔は八ヶ岳パンテスコープなんかで滑ったり転んだりしましたけど、ウインタースポーツというのは、山梨県では昔からあるのが当たり前で、そこにみんな力を入れてきたんだね。例えば、子供のころスケートに行き、滑れませんでした。1周回れませんでしたというのと、もう違うところに行こうねという話になるよね。悪事千里を走るで、そういったところで噂が噂を呼ぶとやっぱりそういうのは影響するということもある。これを割り戻すという話になるかもしれないけど、そうじゃないと思うんだよね。こういったものを考えていくと、施設整備というものは必要なんだわ。ことしもまた壊れているのかな。2,800万円というのはどういうこと。

安藤スポーツ振興課長 現状におきましては、冷凍装置を初めとしまして数カ所の故障がある状況でございます。その修繕といたしまして、先ほど委員がおっしゃられました二千数百万円という金額になります。それについては、今年度、利用を予定されていた県民の皆様を考慮し、今年度につきましては営業に向けて、今、修繕工事を行っているところでございます。

白壁委員 9月2日にスケート連盟と話し合いが持たれて、課長も行かれていますよね。そのときに言われたものを見ると、2,800万円と明確に言っているんだよね。2,800万円が、ことし壊れているところの修繕の見込みだと。何が壊れているの？

安藤スポーツ振興課長 主な修繕工事といたしましては、冷凍装置に係りますポンプ、それから分電盤、電気系統の盤ですね、そういったものが修繕工事として準備をして



いるところでございます。

白壁委員 スポーツ協会が指定管理でやっているよね。その指定管理でやっているスポーツ協会が、この修繕も全部やってくれるのかな。そういう部署があるのかな。

安藤スポーツ振興課長 指定管理者との協定におきましては、一定規模以上の修繕につきましては県が行い、小規模のものについては指定管理者が行うという協定になっておりますので、今回の工事につきましては県が執行をしております。

白壁委員 そんなこと聞いていないよ。スポーツ協会に修理部門があるのかと聞いているの。ここは運営法人だよ。だからそんなものはないわけだよ。多分、外注しているんだと思うわ。長野県は、修理をしているようなところが指定管理を受けているから直営でできているんだよ。我々のところは、こういうところなんだけど。風の便りに聞いたら募集するのに大分苦労したみたいじゃない。まず一つ、スポーツ協会に修理部門があるのかどうなのか。次に、スポーツ協会に決定した理由はどういうことにあるのか、それを教えてください。

安藤スポーツ振興課長 まず、スポーツ協会の中に修繕工事を対応する部署というものはございませんので、いわゆる外注という形になります。

それから、指定管理者の選定につきましては、公募により行っているところでございます。公募によって広く周知をしているところでございますけれども、スポーツ協会1団体のみ応募という結果で、ほかからは応募がなかったような状況でございます。

白壁委員 中国の古典の菜根譚の中に、「草木わずかに零落すれや、すなわち萌蘗を根底に露す。時序は凝寒といえども、終に陽気を飛灰に回す」というのがあるんだよ。いろいろなものがだんだん厳しい状況にあるけど、いつかは必ず萌芽が出てくる。その萌芽を育てていかなきゃならんという捉え方があるのよ。国体で、僕が議長のときに、その時の会長が、知事なのかな、開会式、結団式で何を言ったと思います？天皇杯では総合得点900点を目指しましょうと言ったの。900点って何だろうと、僕はよくわからなかった。そうしたら、各種目の中の合計点というのがあって、合計点で900点をを目指す。スケートは、どの程度得点を挙げているのかというと、100点以上挙げているんだよ。ほかのところでは50点とか、10点というものが山ほどあるんだけど、スケート部門は、それだけ山梨県が過去に力を入れてきたし、これからも力を入れなきゃならない次世代を担う子供たちのためのスポーツなんだわ。これ全部が不要不急の施設じゃない。

極端な話をすると、今、道路に電線共同溝をやっている。景観のためにやっているけど、僕からすると、教育だとか次世代を担う子供たちのための施設運営だとか投資であれば、電線共同溝や地中埋設は先送りしてでも、そういったところに金を使わなきゃ駄目だと思う。その点数の関係、そんな覚えがあるんだけど、毎年の大会に対して目標点はどのぐらい。わかる範囲でいいんだけど、スケートは大体毎年どれくらい取っているの？

安藤スポーツ振興課長 国体の目標でございますけれども、委員のおっしゃるとおり、県としては900点。それから順位としましては20位台ということを目指しているところでございます。

その中で、スケート競技におきましては、これまでもおおむね100点を超えるような得点を取っていただいているような状況でございます。

白壁委員

ちゃんと調べなきゃならないと思ったから、過去10年分を持ってきたの。そうしたら、スケートはいつも100点前後取っているんだよ。多いときは、平成27年の第76回で117点とか、過去のやつはもっと多いのかもしれない。あとは水を空けて40、50点なんだよ。もっと下のところはみんな10点レベルで、10点は参加点なんだよね。今、北杜高校はスケートの選手8人もいて、今まで、吉田高校とか、国体に出て優勝している選手なんか結構輩出しているんだけど、こういう人たちがスケートするところがなくなるんだよ。40分かけて長野に行くのか、それとも1時間半かけてセイコオーバルでするのか。高校生だったら朝練があったり、夜もやったりできるかもしれないけど、小中学生はできるかな。やっぱり山梨県のウインタースポーツの一番の中心はここなので、こういった点数は確保していかなきゃならない。

ちょっと一つお聞きしたい。北杜高校がことし枠をつくって2人県外募集したよね。それ御存じかな。

安藤スポーツ振興課長 北杜高校におきまして、来年度の入試に向けまして、スケート、それから馬術で全国募集をしていると伺っているところでございます。

白壁委員

これで八ヶ岳スケートセンターがなくなります、ぜひ長野県でやってくださいと言ったら、長野県に行くんじゃないか。長野県で募集しているもんね。そっちに行くような気がするんだけどね。馬術は競技場が、地方創生交付金でつくったので、あれはあれでいいとして、一人は確保。だけど、スケートでは、長野県に行くか、それとも郡内に来られても募集していないから困るもんね。正規のルートで来れば大丈夫だけど。こう考えると、スポーツ振興局と教育委員会ちょっと食い違っているような気がするんだけど。教育委員会の許可も得ずに勝手にやるのかな。そんなことないと思うよね。いずれにしても、財政不如意だ。厳しい財政状況で、どこも同じ。コロナ禍で財調も相当使ってもらっているし、これからさまざまなものを取捨選択しながらやっていかなきゃならないことはよくわかる。

ただ、資源がない山梨県だ。資源というのは、やっぱり人材なんだよ。これからの山梨県の健全な子供たちの育成と、今は道德教育というのはなかなか難しいけど、スポーツを介した教育、ナレッジとかメモリーというような、知識とか記憶だけじゃない、その先のウイズダムなんだよ。知恵をつけていくとか、そういったものをしていくためにはスポーツを通じた修練とか、そういうところから求めていくんだよ。実に重要なことなの。厳しいから、何でもかんでもやれとは言わない。だけど、歴史と文化のあるもので、厳しい冬の中で、足が痛くてとれそうな中で一生懸命練習してきた。こういうものを重要にして、これからの世の中もそうならなきゃならないと思う。「to do good」というのは「to be good」なんだよ。今から先々を考えるとということだよ。そういう意味からすると、こういうものは継続、存続しなきゃ駄目だと思う。

だけど、このまま行ったら多分駄目だね。これは、知事の言葉の中にもあって「ああ、なるほど、さすが知事だな」と思ったのは、現状のスキームでは継続は困難と言った、そのとおりだと思う。だから、これからは夏場のことも考えながらやっていくべきだと思うね。

もっと言うと、ここには、いわゆる練習コースがないんだよ。オリンピックのテレビなんかを見ていると内側で滑っているじゃない。あれがないんだよ。だから、小中学校のプレ大会はできるけども、高校の大会とかはできないの。だから、練習だけだから人なんか来ないよ。真ん中に調整池があるんだけど、

夏場にあの辺も草ぼうぼうにしないで整備したら、例えばローラースケートもできるだろう。マウンテンバイクの競技もあるよね。僕も知識はあんまりないんだけど、世の中にはそういった使い勝手のいいものがいっぱいあると思う。だから、1億2,000万円、1億3,000万円の大改修で何で終わらせるの。だからお金がないと言うんだ。年間5,100万円だか5,200万円の指定管理費用で、入りが400万円だか500万円。だからマイナスだと言うわけだ。そうじゃないんだ。そこに1億2,000万円、1億3,000万円にもっと輪をかけて投資して、使用料を上げることを考えいくんだよ。1億2,000万円を3億円にしてごらん。それによって入りがふえて、なおかつ、収入も上がってプラマイゼロ、もしくは入りのほうが多くなるぐらいのところまで持つていくには、やっぱりニーズだな。いろんなものを考えて、冬場の使い勝手のいいもの、夏場の使い勝手。冬場はもう体系がしっかりしていて集客ができる。夏場も使いながら収入が上がるものを考えて、そこで初めて「にっちもさっちもいかない」というのが出るんじゃないか。今はまだ途中だと思うよ。知事はどういう考え方か、もう廃止だと言われていたんで廃止なんだろうけど。富士五湖周辺の地域はスケート人口がすごいんだよ。子供たちも一生懸命。富士五湖スケートセンターを知っているかな、ちなみに富士急ハイランドだよ。昭和32年にできたんだよ。あと、山梨県で国体があったよね。それがスバルランドでやったんだよ。あれは昭和43、4年ぐらいにやっているの。僕も子供のころ行ったんだよ。スケートには歴史があるんだから、こういうものをしっかりと収益を上げながら維持存続できる形とスポーツの振興、これをしっかりとやりながら次世代を担う子供たちの育成をしっかりと県として支えていかなきゃならない。税金じゃない。県益でしょ。新しい道路をつくるんだったら、こういうものに金をかけて山梨の将来のためにやっていかなきゃ駄目なんだよ。

そういうことで、再考を願い、要求しつつ、質疑を終わります。最後に局長のお言葉を聞いて終わりたいと思います。

赤岡スポーツ振興局長 ただいま白壁委員からスポーツの振興と人材育成、そのためにこのスケート競技の存続、その環境を整えていくべきではないかという御指摘、御意見いただいたところでございます。

確かに、山梨県のスケートの歴史を振り返りますと、例えば橋本聖子さんや岡崎朋美さんのようなオリンピックメダリスト、また世界の檜舞台で大活躍をされる選手がこれまで輩出されてきている。あるいは、先ほど白壁委員が御指摘のとおり、国体の冬季大会では、長年にわたって上位入賞している。そうした長い歴史と伝統のある競技でございます。これはまさに山梨県のお家芸とも呼べるようなものでありまして、こうしたスケート競技での選手の活躍を見て、我々県民にとりましても非常に勇気を与えられ、あるいは、全国の中でも活躍されているということでございますから、山梨県民としての誇りにもつながっていく、非常に力のある競技だと思っております。

そうした競技でございますから、その振興を図っていくことは、非常に大切だと思います。この振興を図ることによって、子供たちの教育にもつながっていくものだと感じているところでございます。

こうした競技実績を積み重ねてこられた競技関係者の皆さんの御尽力には非常に敬意を表するものでございます。その取り組みが続いていくこと、また引き続きスピードスケートの競技力の維持向上が図れるよう、私ども県といたしましても最大限のできる限りの支援に努めてまいりたいと考えております。

※第 83 号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第4条地方債の補正並びに第5条一時借入金の補正

質疑

(運転免許証作成システム等運営費について)

水岸委員 警の2ページの下、運転免許証作成システム等運営費について伺います。今回、補正予算で要求している運転者管理システムについては、具体的に何を改修するのか。また、システムはいつから運用開始するのか、まず伺います。

和田運転免許課長 運転者管理システムにつきましては、妨害運転の罰則が創設されたことなどから、当該違反が登録できるよう新たな違反名をシステムに追加するものでございます。

また、運用開始につきましては、警察庁の通達に基づき、全国一斉に本年12月1日からを予定しております。

水岸委員 道路交通法が改正され、いわゆるあおり運転が妨害運転として罰則が設けられましたが、妨害運転とはいわゆるどういう行為を言うのかお伺いします。

井上交通部参事官 改正道路交通法では、他の車両等の通行を妨害する目的で交通の危険を生じさせる恐れのある方法により急ブレーキなどの10類型の違反行為を行った場合に妨害運転の処罰対象となり、懲役3年以下または50万円以下の罰金に処せられることとなります。

また、高速道路等において他の自動車を停止させ、その他の道路において交通事故を起こさせるなど、道路における著しい危険を生じさせた場合には、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることとなります。

例えば、高速道路において速度の遅い車に後車が腹を立てて、妨害する目的で前方に急に割り込んだり、急ブレーキをかけるなどして、その車に急ハンドルを余儀なくさせたり、最終的には妨害した車両を高速道路上で停止させたような場合、こうした場合には著しい交通の危険を生じさせた場合が該当しまして、重い罰則が適用されることとなります。

水岸委員 最後に、妨害運転罪と交通違反の違いについて伺います。

井上交通部参事官 妨害運転罪につきましては、ただいま説明をさせていただきましたとおり、交通の危険を生じさせる恐れのある場合と、著しい交通の危険を生じさせた場合ということで罰則が規定されております。

一方、交通違反、単純という言い方が正確かどうか分かりませんが、交通違反につきましては、それぞれの違反行為に対しまして、道路交通法により刑罰規定が定められておりますが、比較的軽微な交通違反につきましては、交通反則通告制度が適用されまして、反則金をおさめることとなります。例えば、今回のこの妨害運転の一形態であります通行区分違反を普通車で行った場合、妨害運転に該当する場合には、先ほどの妨害運転罪ということで適用されますが、該当しない場合には道路交通法の第19条第1項第2号の2の規定により

ますと、三月以下の懲役または5万円以下の罰金となっておりますが、これが交通反則通告制度の適用によりまして反則金9,000円、違反点数について2点という対応になります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

## ※第 91 号 動産購入の件

質疑

杉原副委員長 今御説明いただきました新型無線機 I P R 形無線機ですね、導入事業とはどのような事業なのかお知らせいただければと思います。

赤池通信指令課長 現行の無線機は整備から17年が経過し、修繕部品の調達が困難となるなど老朽していることなどから新型の無線機に更新するものであります。新しい無線機は平成29年度から他県で整備が開始され、現在、山梨を含む関東区域内において順次整備が行われているところであります。

杉原副委員長 新型無線機はいつから運用を始めるのかお伺いたします。

赤池通信指令課長 新しい無線機につきましては、今年度末までに本部、中継所、警察署等における新型無線機の設置、本部、各警察署への携帯機の配分、本部、各警察署担当者への教養の実施などを行った上で、令和3年4月の運用開始を予定しております。

杉原副委員長 この新型無線機が旧型と比べてどのような点ですぐれているのか最後にお伺いしたいと思います。

赤池通信指令課長 新しい無線機の主な機能や、現行機器よりすぐれている点につきましては、不感地帯の減少、防水性・耐衝撃性の強化、GPSを搭載し通話中に位置情報を取得することができる、車載無線機本体からスピーカーマイクを取り外し車外においても通話を可能としますモバイルスピーカー機能を搭載している、またバッテリーも性能向上により使用可能時間が増長などの点が挙げられます。これらの機能により自然災害などの緊急事態における効果的活用が期待されるなど、県民の安全確保に資するものと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

## ※所管事項

質疑

(警察官の継続した担い手確保について)

藤本委員

警察官の継続した担い手確保について伺います。

平成30年度の警察白書によりますと、サイバー犯罪の検挙の件数が年々著しく増加しているということがわかり、新たな事案の拡大がさらに懸念されています。また、警察業務がますますふえる一方、県民が警察に期待する役割は、日々高くなることはあっても小さくなることはないと思います。そのような中で本県では、近年、定年で退職される方が増加しており、採用者数は拡大の傾向にあることがわかりました。人口減少と他産業への労働力の争奪も起こるなど、望まれる受験者を確保することは今までよりも簡単ではないと思います。そして、県警は本年度から、採用に当たり、警察官採用試験の受験者の年齢制限を33歳まで延長する試みや、試験の資格加点に情報処理を加えるなど、担い手確保に向けたさまざまな取り組みに挑戦されています。

そこで初めに、近年の警察官の採用試験の受験者数の推移の実態についてお聞かせください。

川口警務部参事官 まず、警察官採用の受験者数の推移等につきましては、先ほど委員から御指摘がありましたとおり、近年は諸事情等の要因によりまして非常に厳しい状況にあることは間違いありません。令和元年度につきましては、受験者数は362人で年々減少傾向にありましたが、一方、本年度につきましては405人ということで、前年度と比較いたしまして43人増加しているところでございます。これによりまして競争倍率も必然的に上がりまして、競争性が高まっており、より多くの優秀な人材を採用することができるものと認識しております。

藤本委員

ただいまの御答弁ですと倍率が高まったということで、私は警察官ではないんですけど、言葉にできないほど、とてもうれしく思います。

そこで、県警が望んでいる山梨の警察官を確保するには、採用試験の志願者をふやす取り組みが第一だと、私は考えているんです。県警はこれまで、企業の一般ガイダンスやSNSでの発信、またインターンシップ、さらには各所で管轄する地域の学校や母校の訪問などに地道に取り組んでこられたということを理解しています。先ごろ開催されたオンラインでの説明会には、100名を超える参加者がいたと聞いています。これまでの説明会では、面と向かって警察官の方が前にいるとなかなか言えないことも、今回のオンラインだと聞きにくいことも質問できたんじゃないかなと思います。

私は、今回の取り組みは警察官の認知度の向上、また志願者の増加に寄与するなど、開催した意義は非常に大きかったと思いますが、県警としてこの取り組みをどのように評価しているのか、また、今後の展開についてお聞かせください。

川口警務部参事官 委員御指摘のとおり、県警察としましては、これまで合同企業ガイダンスや各種の採用説明会等、面接型の採用募集活動を積極的に推進してまいりました。本年度は、御承知のとおり新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響によりまして、これらのイベント等が軒並み中止するという、非常に厳しい状況になっておりました。こんな中、県警察では、先ほども話がありました県警のホームページやツイッター等、各種SNSの機能を使いまして情報発信を継続的に実施するなどして、警察の情報発信に努めてまいりました。

そんな中、このたび、先ほどもお話にありまして、ユーチューブのライブ配信と、それからチャット機能を活用しましたオンライン採用説明会を6月と8月の2回にわたって開催するなど、若者が特に関心を持っていただけるなじみのあるSNSを利用した採用募集活動を進めているところでございます。

これらにつきましては、非常に参加者が多くて、感想等を聞きましても非常に好印象を持っていただいた、また、開催の時間帯もいわゆる受験者のみならず、そこに影響を及ぼすと考えられる保護者の方々が見ていただけるような夕方とか夜の時間帯に合わせて開催するなど、創意工夫を凝らして行っているところでございます。これらの取り組みを今後も継続をしていくとともに、より県警察に興味を持っていただけるような内容となるよう創意工夫を凝らしながら優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

藤本委員

ぜひ、次年度以降もこういった取り組みを続けていただきたいと思います。その中で、今まで採用のために警察署や駐在所でのインターンシップを行ってきたと思うんですが、インターンシップ事業は、私は志願者の確保につながる極めて有効な事業だと思っているんです。私自身、参加したことはないんですけど、警察の現場を実際に体験するというのは、とても貴重だと思います。しかしながら、体験してよかった、今まで見ない環境だったというだけではもったいないと思います。インターンシップを体験した方たちを採用試験に結びつける、つまり接続するということが、私は大事だと思います。このインターンシップ、また、職業体験を、今後、県警としてどのように取り組んでいくのかお聞かせください。

川口警務部参事官

県警察では、インターンシップを初めとしまして、また、オープンキャンパス等を通じて体験型の警察官募集活動を推進しているところでございます。これらの活動は非常に効果的で、統計的な数字というものは取っていませんので網羅的なお答えをすることはできないんですが、実際残っているデータから見ますと、参加者の約35%が採用試験を受験しているということも一部で確認されており、インターンシップなどの取り組みが採用試験の受験者の獲得に十分効果があるものと認識しております。今後もこのような活動を継続的に進めてまいりたいと考えております。

また、県警察では、こうした参加者に対しまして、継続した警察の魅力の情報発信や情報提供を継続しておりまして、さらにあわせて採用試験の申し込み時期には、電話やメール等を通じまして、さらなる受験勧奨を行うなど、受験者の確保につながっているところでございます。

藤本委員

35%の方たちが採用試験に向かっているということで、繰り返しになりますけど、私は警察官ではないんですけどとてもうれしく思います。この35%をさらに次年度以降引き上げていくということも、ぜひ目標として取り組んでいただきたいこととあわせて、電話やメール、また、いろんなツールで重ねてアプローチしてもらいたいと期待しています。

最後に、警察官の採用を長い目で見れば、私は警察官の健康の向上ということも充実させることが志願者の意欲に結びつくと考えています。国において、働き方改革関連法案が施行され、既に1年が経過しました。警察職務の理解をより深めてもらい、警察の人気をさらに加速させるためにも、警察業務の働き方のさらなる改善は急務だと思っています。しかし、警察業務は一般の職場とは異なっていて、現場での特殊性、また事務作業や機密性の高い情報を扱う上、急な事件や事故の対応など、容易ではないように思います。私は、そんな中、本県の警察官においても私生活の充実が警察業務の質を高めることに直結し、ひいては県民の信頼と期待に強力に応えることにつながると確信しています。

そこで、警察業務の働き方の改善のために、警察官の健康の向上に向けたこれまでの取り組み状況とあわせて、取り組んできた中で生じた課題を解決させ働き方の改善を推進していくため、今後どのように取り組んでいくのかお伺い

します。

川口警務部参事官 職員の健康管理、また、いきいきと仕事をしていくということに際しましては、働き方改革ということで、ワーク・ライフ・バランスの実現といった取り組みをしておりますが、特にこれまで、委員のお話にありました健康管理対策といたしまして、職員にとって健康管理対策や生活支援といった福利厚生に関する施策は、職員が後顧の憂いなく業務に邁進できる環境の醸成、また、警察組織を支える人的基盤の整備という観点からも不可欠なものであると考えております。そのようなことから、これまでもさまざまな取り組みを展開してきております。

とりわけ、健康管理につきましては、複合的な対策といたしましてメンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策、多量飲酒対策、その他生活習慣病対策といったものの取り組みを強力に推進しております。さらには、全職員に対して健康診断の100%受診、その診断の結果いわゆる要精検ですとか、また治療等がある場合には徹底してサポートしながら再検査、または治療に専念させるといったフォローをしているところでございます。

藤本委員

警察業務は、それぞれの持ち場によって内容が違うと思うんですけど、厳しさというのは恐らく共通してしまっていて、また県民から期待される部分は膨らんでいきますので、警察官の働き方は議論になりづらい部分ではあると思うんですが、今後は進めてもらいたいと思います。

私の地元、南アルプス市で、昨年11月に商工会の青年部が主催したキッズタウン南アルプスが若草体育館で行われました。若草小の児童が将来のなりたい職業で描いたキャンバスが飾られて、パトカーに乗っている姿や制服の警察官の姿が描かれている絵をたくさん見ました。ぜひ、今後も子供たちの憧れの職業となり続けるよう、継続した担い手の確保を期待しています。



主な質疑等 総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

※第 80 号 山梨県県税条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 83 号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第4条地方債の補正並びに第5条一時借入金の補正

質疑

(行政手続電子化推進事業費について)

志村委員 総の6ページ、情報政策課の関係でお聞きしたいと思います。電子自治体整備事業費で、行政手続電子化推進ということであります。行政の情報化推進や電子自治体ということが言われて久しいかと思うんですけども、まずは、これまでの県の取り組み状況をお聞かせいただきたいと思います。

土屋情報政策課長 行政手続につきまして、平成16年度に行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例、いわゆるオンライン化条例を制定いたしまして、行政手続を所管している課を中心に、行政手続のオンライン化に取り組んでまいったところでございます。また、総合計画の部門計画でありますICTデータ活用推進計画におきましても、引き続き行政手続のオンライン化を推進することとしておりまして、令和元年度末時点で調査いたしました2,334手続のうちの56手続がオンライン化対応済みとなっているところでございます。

志村委員 これまでの取り組み状況ですと、行政手続2,300余ある中で、電子化できているのは56ということで、この数字だけを聞いてしまうと余り進んでいないのかなと感じますんですけども、この原因はどんなところにあるんでしょう。

土屋情報政策課長 オンライン化が未対応な行政手続の状況につきまして、分析を行ったところでございますが、主な要因といたしましては、多くの添付書類が必要なため申請者の負担が大きい、対面での対応が必要、署名・押印等が必要であるということが挙げられております。しかしながら、今般、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策である新しい生活様式への対応のため、また国や他の都道府県におきましても急速に行政手続のオンライン化が推進されているところでございます。

そこで、本県におきましても、国の検討状況を踏まえまして、添付書類や対

面、署名・押印などの必要性につきまして改めて整理するなど、行政手続のオンライン化への対応方針を検討しているところでございます。

志村委員 押印というところは、このところクローズアップされていて、行政手続における押印の廃止と、はんこの廃止というのは、やや混同されているのではないかとされています。押印の必要性の云々も含めて、この事業でどのようにオンライン化を進め、具体的にどのように検討していくということなのでしょうか。

土屋情報政策課長 現在、オンライン化への対応方針を検討中でございまして、この対応方針が固まりましたところで、オンライン化未対応となっている行政手続につきまして厳格に精査・分析をいたします。また業務手順等を見直す中で、現在電子申請の受付システムとして活用しております「やまなしくらしねっと」に電子申請用の手続様式を作成する等いたしまして、行政手続のオンライン化を進めてまいりたいと考えております。

志村委員 その対応方針をつくり、様式の作成等を委託していくということだと理解しておりますけれども、たまたま昨晚、今、話題になっている河野行政改革担当大臣が、行政手続上の押印の廃止について各省からのフィードバックがほぼ出そろい、銀行印や法律で押印が定められているもの以外で若干検討対象はあるけれども、それ以外の大半で廃止できそうだということをつぶやいておりました。県庁の各部局でも、各課から挙げていただいて、電子化できるものを見直しを集約するということなのか、もう既にその作業は済んでいるのか、その辺りはどんな状況でしょうか。

土屋情報政策課長 これまでも行政手続のオンライン化を進めるという中で調査をしているんですけれども、今回の方針が決まったところで改めてまた調査をいたしまして、個々にどのような対応をとっていくかといことを検討させていただきたいと計画しているところでございます。

志村委員 承知しました。最後に、特に山梨の場合は印章文化、はんこの文化があります。当然、行政手続の押印廃止というのは、知事も記者会見でもおっしゃっていたと思いますけれども、これは電子化を推進していくという観点から、不要なものは廃止していくと。庁内で調査あるいは今後の検討をする中で、部局が変わってしまうかもしれませんが、そこは部局横断的に情報政策課のほうでも、こういう部分は押印を廃止し、逆に印章文化の伝承や振興という観点で、といったことを県として打ち出し、知恵を絞っていただきたい。私たちも、県民の皆さんからそういう御意見をお聞きしたいなと思っています。そういったところもあわせて出していけると非常にわかりやすくなるのかなと思いますので、その辺のところをまた検討していただけたらと思います。いかがでしょうか。

土屋情報政策課長 行政手続のオンライン化を進めてまいりわけでございますが、当然、事業者の方や県民の方に紙での申請、それからオンラインの申請方法も提供することになりますので、紙の扱いというのはこれからも続いていくものと思われま。押印の文化というのは、非常に重要なものと認識しておりますので、しっかり認識しつつ検討を進めてまいりたいと考えております。

(庁内ネットワーク改修事業費について)

飯島委員 同様に総の6ですが、ネットワーク運用管理費についてお伺いしたいと思えます。情報セキュリティを確保しながら新しい生活様式に対応した行政の効率化を図るための取り組みを行うということですが、コロナ禍で在宅勤務の推進は引き続き行わざるを得ないというのは皆さん共通した認識だと思います。セキュリティは大事だと思いますが、セキュリティにもいろいろありますよね。そこで、セキュリティの確保とうたっているわけですが、具体的にどういうイメージがあるのかと、どういうセキュリティの確保かと、これをお伺いしたいと思えます。

土屋情報政策課長 現在の県のネットワークでございますけれども、これは平成27年の日本年金機構の情報漏洩事故を受けまして、国のほうで定めた基準に従って、インターネットから若干切り離れた格好でつくったものを使用しているところでございます。ですので、インターネットを使用する場合、若干手間がかかると言えますか、シームレスでないということがございます。さらに、昨今ですと、コロナや働き方の関係で在宅勤務ですとか、事業者の方とのテレビ会議ですとか、ビジネスチャットのような要望が出てきているところでございます。そういった中で、総務省のほうから、ネットワークによってクラウドを活用したシステムも可という新しい基準も出てまいりました。セキュリティをしっかりと確保しつつ、ウイルス対策だけではなく、その他もろもろの昨今の技術を使う中でしっかりとセキュリティを確保するという条件に、インターネット寄りのネットワークも可ということになりましたので、そちらのほうへ切りかえてまいりたいと考えているところでございます。

飯島委員 国の方針も加えながら、インターネットもクラウドもということだと思えます。ネットには、さまざまなサイバー攻撃などの犯罪があるわけです。この取り組みによってそういう効果を期待するんですが、その辺はどのような効果を見ているのか、また、図っていくのかお伺いしたいと思えます。

土屋情報政策課長 これまでもウイルス対策というようなことは行っていたわけなんですけれども、それにつきまして二重、三重のチェックをかけていく。それから、新しい基準としまして、万が一ウイルス等に入られた場合の対応方法につきましても義務づけられたという格好になっておりますので、そういった新しい技術も使う中でセキュリティ対策を行ってまいる考えであります。

飯島委員 気になるのは、セキュリティや安全対策はしっかりバージョンアップすることでレベルが上がるんですが、それを使う人が追いつけるかどうかという問題が一つあると思えます。教育や周知、それから庁内ネットワークの改修とあります。先ほど説明にありましたが、繰越明許費にそれが組み入れており、年度内にはできないだろうとこういうことですが、やはりスピードを持ってやらないと。やっている途中にまた新しい負の勢いが出てしまうということを懸念するんですけれども、その辺はどのように考えているのか。

もう1回言うと、こういう新しいものを導入したときに、使う側の使い勝手や教育、そういうものができていないと、せっかくいいものがあったとしても運用できない。できないことはないと思えますけど、素早くできない。それから、繰越明許費に入っているものの、そうは言っても、いつまでにやりたいというものがあろうかと思えます。これをお伺いしたいと思えます。

土屋情報政策課長 教育の関係でございます。職員研修で新入職員研修、管理職研修、所属研修というような格好で、折りに触れまして、セキュリティも含めまして研修

を行う体制をとり、実質的に行っておりますので、その辺は職員が対応できるのではないかなと考えております。

それから、期限でございますけれども、ネットワーク改修を行う場合に、何日か機械をとめる必要が出てくるわけでございます。そうしますと、年間業務を行いながらということですので5月の連休、それから年末年始のお休みが切りかえのタイミングになってまいります。今回の改修におきましては、来年の年末のタイミングにする予定でございます。

飯島委員 教育とか周知は問題ない、それから、ある程度時期のめどとしては来年の末ということをお伺いしました。もっと早く、一刻も早くやっていただけるのがいいと思いますけども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

(一般会計歳入補正予算について)

白壁委員 よくわかんないんだけど、総の1の基金の繰り入れについて、補正と両方を合わせると170億円ぐらいの金額になるんだけど、そんなに財調がなかったような気がしたけど、これ違う目的基金のやつを使っているのか。今回の3億4,000万円。

井上総務部次長 財政調整基金の繰り入れは、たしか70億円程度でございましたけれども、それ以外に公共施設整備等事業基金、県債管理基金を合わせまして、当初予算で140億円の繰り入れをしているところでございます。

白壁委員 返済金に使い、こっちも使っているということだね。そういう説明であればよくわかる。

もう一つ、総の4、企業局の関係の温泉使用料の減額措置ということで、これ700万円ほど出ているんだけど、さっきの説明だと地方創生臨時交付金を使っているというような説明だった気がしたんだけど、それ使うと、多分ホテルなんかで持続化給付金も使っているんでダブル取りになるんだけど、ここだけ有利なことになっている。例えば、公共事業の借地料とか使用料を借りているところは取っているんだけど、そういうところを考えると、何でここだけやっているんだろう。

井上総務部次長 新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金につきましては、その地域の産業等を救うという大きな名目がございます、内閣府のほうに問い合わせをしたところ、こういった温泉事業の減収分にも活用が可能ということでございますので、国の有利な財源を活用しているところでございます。

白壁委員 減額措置じゃなく、減収分の補填をしているというイメージなんだ。でも、減額措置となると、持続化給付金も多分申請しているんだよね。それが200万円とかで出していると、温泉事業者はダブル取りで有利ねとなる。ほかのところでは使用料とか、県の何かを払っているところがあると、あれ、その人たちはもったいないね、すぐ申請をして温泉と同じように減額措置してもらったほうがいいねということになっちゃうね。もう1回そこを説明して。

井上総務部次長 石和温泉の給湯使用料というものを旅館、ホテルのほうで企業局におさめておりまして、この給湯使用料について企業局が減額の措置をいたしました。これに伴いまして、温泉事業の減収が発生いたしましたので、その減収分に対して企業局の温泉事業に対して県が支援をしているものでございます。説明が足りなくて申しわけありません。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※承第 3 号 山梨県部等設置条例中改正の件**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

**※請願第 2 - 3 号 国に対し「消費税率 5% への引き下げを求める意見書」の提出を求めることについて**

意見

水岸委員 昨年 10 月の消費税率の引き上げは、国、地方ともに財政状況が厳しい中、少子化対策や社会保障に対する安定財源を確保するために行われたものであります。日本の将来のため、少子化対策や社会保障の充実を図るためには、全国民に広く薄く負担していただくことが必要であると考えたからです。一方で、逆進性となる消費税がよいのかという意見もあります。  
したがって、本請願は継続審査とすべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

**※所管事項**

質疑

(電子自治体への取り組みについて)

志村委員 情報政策の関係で、本県のオープンガバメントの取り組み状況、予定、現状を御説明いただけたらお願いします。

土屋情報政策課長 電子自治体関係の取り組みということで御説明させていただきます。具体的に取り組んでおりますのは、さまざまな業務のシステム化のほかに、最近ですと R P A、業務の自動化ですね、それから A I を活用した議事録起こしですとか文書の作成、さらに A I - O C R と言いまして、これも A I の技術を活用するんですけれども、手書きの文書からデータを起こしまして、それを先ほど申し上げた R P A を使って、そのシステムへ取り込むというようなことを取り組んでおります。

また、昨今テレビ会議などの需要もふえておりますので、庁内のLANでWi-Fiを活用できるような工事を今後行う予定でございます。

志村委員

私もちょっと言葉足らずだったかもしれませんが、いろいろと取り組んでくださっているんだという印象を受けました。例えば、さっきも例で挙げました河野行革担当大臣ですが、私的になりますけども、以前からツイッターをやっています。山梨県も公式ツイッターをやっています。民間のアプリケーションを活用して行政が情報発信し、情報収集、あるいは申請や届け出も含めた対応をするという意味でのオープンガバメントということです。広い意味ではフェイスブックやツイッターもやったださっている。今回、庁内ネットワークの整備でクラウドを活用するという道が開けたということもありましたので、内部的なシステムをクラウドでやりとりするという分には全く問題ないですし、実際に今ある外部のアプリを、そこは別にアクセスするということも、セキュリティー的には全然問題ないと認識をしています。

何がというと、電子自治体にしてもネットワークの運用管理にしても、行政が民間の事業者へ外部委託するわけですよ。自分のところで全部使えるものを、多額の費用をかけてつくってもらって、それを県の中で使うという方法が今までの一般的なやり方だと思うんです。例えば1例を挙げると、フィックスマイストリートという、2007年にイギリスで運用を始めた仕組みを日本全国の自治体でもかなりの取り組みをしていて、例えば、道路に穴が空いています、あそこの標識が壊れています、信号がふぐあいですという状況の写真を撮ってスマートフォンで送り、行政もそのアプリにアクセスして、その内容を確認し、すぐ対応するという。そういうオープンガバメントツールが自治体を中心にやっています。千葉市は、独自の仕組みでやっていますが、今回の電子自治体行政手続の電子化も含めて、そういう検討を、今後山梨県のICT政策の中でやってほしいなと思います。

というのは、やはり人材も減っていきますし、高齢化もしていく。そして、現場の担当職員も限られている中でインフラ整備はどんどん進んでいき、その維持管理にも費用がかかる。連絡が来れば必ず確認しなければならない。この前の警察本部のところでは、停止線とか規制に関する横断歩道とかは警察本部から薄くなったから引いてくれ、それ以外の県道の塗装に関しては建設事務所がやる。これらは、全部現地確認しなきゃならないんですよ。県警本部に電子申請でこういうふぐあいがありますという届け出もテキスト打ち込みです。これは、当然そこに確認に行くんですけど、もう少し利便性を上げて、送られてきた情報でかなりのところまで確認できるというツールをオープンガバメントで活用して、対応も早くなりますし、限られた人手で対応できるようになるというところを検討していただきたい。これに関して、今お考えがあればお答えをいただきたいと思います。

土屋情報政策課長 ただいま御指摘いただきました点につきまして、昨今、他の自治体のさまざまな優良先進事例が出てきているかと思えます。費用対効果等々を検証する中で、実際の事業課と相談しながら積極的に検討してまいりたいと考えております。

志村委員

そのリードを県庁の中のどこでやっていただくのが一番いいかということはあるかと思えますけど、多分、情報政策課の推進の本部的な、午前中で言えば二拠点とか移住定住を知事政策局がグリップを握って横の連携でやるということですから、情報政策に関しては、やはり情報政策課を司令塔に、しっかり各部局も協力していただいて、山梨県庁の情報政策をがっちり引っ張っていく

ということに期待をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。  
もし、あればお願ひします。

土屋情報政策課長 今、委員がおっしゃった方向で取り組んでまいりたいと考えております。

(県有未利用財産の売却について)

皆川委員 本会議の代表質問で言ったんですけど、自主財源の確保の問題です。その答弁の中で、歳入の確保という面で、もちろん徹底的な歳出の削減と新たな歳入の確保というのは大事だという説明の中で、県税の徴収率の向上と未利用地の売却という答えがあったんですけど、今現在、未利用地の売却について具体的にどのような手法でどういうふうに進んでいるのか、ちょっとお聞かせください。

小澤資産活用室長 ただいまの県有未利用財産の有効活用についてです。

県有未利用財産につきましては、基本的に公用財産でございますので、公共的利用を第一義に考えるということで、従前も進めております。しかしながら、昨今、県も地元の市町村も、公共施設の集約化といったものを進める中で、なかなか再利用とならない物件もふえております。そういったものにつきましては、公平性を担保する意味で、一般競争入札により民間への売却を進めていくというような基本姿勢でやっております。しかしながら、昨今、不動産市況が都市部を中心に、ちょっと改善の方向が見られたところではございますが、山梨県は、まだ低調な推移が続いているというところで、一般競争入札に付しても不落ではなくて、応札がないというような状況がふえてきている状況にございます。今後は、今まで以上に積極的に関係する民間の事業者さん、開発業者さん等々にも積極的に情報発信し、もしくは、市場型サウンディング調査という形で、事業者さんのほうに活用意向を積極的に聞いていくような形をとっていきたいと考えております。

皆川委員 国の関東財務局が市に売却したとか、払い下げたという話はよく聞くんですけど、県が具体的な土地をどう売却したかという話は、あまり聞いていない。具体的に最近どういう売却がありましたか。

猪股委員長 執行部に申し上げます。説明はできるだけ簡潔にお願いします。

小澤資産活用室長 失礼しました。直近では8月18日に南アルプス市にあります旧免許センター跡地を一般競争入札にかけまして、2億5,000万円余で落札になっております。

皆川委員 いわゆる自主財源の確保で私どもが主張している法定外税、具体的に言えばミネラルウォーター税ですけど、今まで、山梨県として法定外税というのは具体的にどんな例がありましたか。例えば、森林環境税は、法律で全国的にやっていますよね。前は、県でやったことがあったようですが、今現在、山梨県としての法定外税というのはありますか。

村松税務課長 今、県独自での法定外税というのはございませんけれども、富士河口湖町が遊漁税というような形で法定外税を持っております。

皆川委員 それは今言った目的税だね。一般財源になるやつはないですか。

村松税務課長 そうした一般的な財源としての法定外税は承知していないところでございま

す。

皆川委員

非常に難しいところですね。やっぱり、国家権力の中核であります税収枠を地方に渡すということは、なかなか国のほうも難しいと思うんだよね。特別今回認めるということになっちゃうからね。そうは言っても、やっぱり山梨県としては、どうしても自主財源が欲しいと思うんですよね。そういった意味で、特に自主財源になるミネラルウォーター税については、ぜひ積極的に取っていただける方向で進んでもらいたいと思います。

そんな中で、9月9日に第4回の検討会があったそうですね。進捗状況はわかりませんが、産業界に実態を調査するという形になっているんだけど、今後のスケジュール、今後どう進めていくのかについて、わかったら教えてください。

村松税務課長

今、委員からお話がありましたとおり、9月9日に4回目の検討会を開きました。本県の地下水にブランド力があることが確認されまして、こうした地下水のブランド力により製品に付加価値がつけられていることに着目し、これを利用して企業活動を行っている事業者に新たな税負担を求めるという方向性を検討していきましょうという議論がされているところでございます。

今、この中で、こういった形で具体的に課税をしていけるのかということにつきまして専門家の先生方に御議論いただいています。実際に地下水が汲み出されている、あるいは、製品として含まれている等、いろいろな形で地下水が利用されているわけでございます。そうした中で、地下水が、例えば汲み上げたところからほかの場所に出ていく量がどれくらいあるのかというようなものにつきましても、今調査を始めているところでございます。そうした状況を踏まえて、実際の流通量を見ながら、課税の客体といいますか、こういった行為に税金をかけることができるのかというデータを集めて、その調査が終わり次第、精査をした後、検討会で議論いただくというふうに考えております。まだ調査中ということでございますので、それがまとまり次第、次回の会議を開いていくというふうに考えております。

皆川委員

スケジュールを聞いたんだけど、できるだけ早く議論を進めていただいて、なるべくこの検討会をできるだけ早く終わらせてもらって、結論を出してもらいたい。そうすると、我々のほうもまた会議を開かなきゃならないのでお願いします。

白壁委員

関連ですけど。今、遊休県有地の売却ということで、5～6年前に富士河口湖町の土地を売却していただいて、それを活用しているという話があります。売却も一つでしょうけど、過去、ある知事までは県有地の貸し付けを盛んに行っていたが、ある知事になったら、それ以降の知事は県有地の貸し付けをシャットアウトした。これは、何でかよくわかりませんが、一つは売却がある。県有地は幾つもあって、いろんな項目の財産がありますけど、こういったものを恩特会計合わせながら、貸して収益を上げるということが、時代に即しているんじゃないかな。もう一つは、過去何十年の間、陳腐化した用途で貸しているところの見直しも、これからしていくべきじゃないかということ。例えば、その当時はこういう目的で借りておりましたが、これからの時代はこういうふうに変更したい。この辺、何かそういう見直しをするというような話もあったような気がしたんだけど、2つほど、今お話をさせていただいた。

まず、県有地は、恩特会計も含めながら、貸し付けを考えること。それと、既存で貸し付けてあるところの用途の変更を一つの視野に入れていくこと。こ



の点についていかがでしょう。

小澤資産活用室長 資産の有効活用につきまして、貸し付けにつきましては、委員のおっしゃるとおり、初期投資等々の関係で買い取るより借りるという希望があるかとは思いますが、そういった部分を含めまして、事業者さん、借り受け希望者さんのニーズ調査等を積極的に行っていきたいと思えます。

もう1点、既存の貸し付け地の目的変更でございますが、こちらにつきましても、現在、有効に活用されているかどうかを聞き取り等々しながら、必要があれば相談に乗って、そういった貸し付け状況、貸し付け用途の変更等々にもかかわっていきたくて考えております。

白壁委員

きょう、その質問をすると、とんでもない話だと言うと思ったんだけど、そうでもなかったんだね。過去、ある知事までは、貸し付けを盛んにやっていて、我々の地域に県有林のスキー場があった。その辺まではあったんだけど、それ以降、県有林だけど我々の先人が残した部分林なんで、ぜひ活用したいという話をすると、県はストップだった。それは、あるところの知事から、現在まで。遊休地の売却も一つでしょうけど、貸し付けるということも考えたほうがいいという点について、その方向で検討していくと。これは県の財産を有効に使えるということで、すばらしい答弁をいただいた。ぜひ新聞に書いてほしい。そのぐらい、すごいことを検討していくとのことなんで。これだけの広大な県有地があるんで、売却ばかりでなく、貸し付けを考えるということなんで。いい答弁いただいたんで答弁は要らないけど、すばらしい話だと思うから、ぜひ実行していただきたいと思えます。

小澤資産活用室長 確かにおっしゃるとおり、県有林につきましては、従前、貸し付け中心できたところでございます。そういう中で、従前貸し付けていたところが返却になり、未利用になっている部分が一定量ございます。こういったところにつきましても、資産活用室が、全庁的な資産の活用という意味合いで、森林環境部と連携しながら、有利な貸し付け先の開拓に取り組んでいきたいと考えております。

(防災対策費について)

飯島委員

防災対策費についてお伺いいたします。

6月の補正で、感染防止用物資提供事業費で1億3,300万円何がし、密集等回避支援事業費補助金で1,400万円何がしが計上されていて、9月議会の一般質問の質疑応答で、昨今、豪雨や台風などさまざまな災害が頻発しており、これに新型コロナウイルスの感染対策もあって大変厳しい状況にある中、県はダンボールや間仕切り、さらには簡易ベッドの提供を9月中旬に完了したという報告がありました。それはとても喜ばしいことですが、一方、6月補正の密集等回避支援事業費補助金のホテル等の借り上げについて、今、現状どうなっていますか。

小澤防災危機管理課長 ホテル等を避難所として使用するため、それに対する補助金を6月補正におきまして御審議いただいた部分でございます。その後、市町村に対しまして御説明を申し上げたところ、現在のところ7市町村におきまして、この制度を活用するというところでお答えをいただいているところでございます。そのほかの市町村につきましても、制度の導入に向けた検討を進めていただいているということで承知しているところでございます。

飯島委員 7市町村からという回答を受けましたが、感覚として、この数字が多いのか少ないのかというと、私は少ないのかなと思います。もちろん市町村の環境や、いろいろな事情があろうかと思いますが、その辺はどう思われますか。

小澤防災危機管理課長 現時点で7市町村ということですが、制度をつくりましてからまだ2カ月程度でございまして、ホテルや旅館の皆様、経営者の皆様方、また市町村におきましても、その制度につきましてしっかりと御説明や周知等が進んでいないのかなと考えておるところでございます。

先ほど申し上げましたように、残る20市町村につきましても、引き続き検討していただいているということでございますので、ホテル等への交渉といえますか、協定等の締結に向けて取り組みを進めていただいていると考えておりますので、今後は県といたしまして、各市町村の皆様をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

飯島委員 帳尻が合わないところは検討しているということ、引き続き呼びかけていくということだと思いますが、なかなか難しい問題だということは承知しております。ただ、台風はある程度天気予報で予測がつかますけど、地震はいつ起こるかわからないという意味では、一刻も早く対応していただきたい。そう思うのは、私だけじゃないと思います。相手がいるのでなかなか難しいかもしれませんが、いつまでにどこまでをやるという目標やスケジュールはないんですか。

小澤防災危機管理課長 ホテル等の確保につきましては、手段の一つでございまして、そのほかにも可能な限り多くの避難所を開設いただけるよう、私どもから市町村に対しましてお願いをしているところでございます。例えば、既に体育館等を使っている学校の空き教室、あるいはホテル以外の民間企業の施設等を使っただくというようなことも働きかけておりまして、市町村では、今、可能な限りの努力をしていただいているところと考えておるところでございます。

スケジュールとしますと、先ほどのホテル以外の民間企業、あるいは学校の空き教室といったものも含める中で、いつ災害が発生しても対応ができるよう、現時点で市町村も努力をしていただいているということでございますので、私どもとしましては、可能な限り市町村が計画する数字に持っていけるような支援をしてまいりたいと考えております。

飯島委員 ホテル以外に体育館や学校施設ということでもありますので、この6月補正の事業内容にあるホテル等の借上げという、この「等」の中にはそれが入っているという理解でいいんですね。

小澤防災危機管理課長 6月補正で御審議をいただきました補助金対象のホテル等は、民間の宿泊施設を対象としておるものでございまして、今、委員がおっしゃられた学校の空き教室等については入っていないという制度になっております。

飯島委員 ちょっと整理したいんですね。もちろん、体育館とか学校の施設に協力してもらおうというか、必要に応じて供に徹するのはとてもいいんですけど、私が伺っているのは、6月補正のホテル等の借上げ、これが7市町村ということが、もっともっとふやしていかなければいけないんじゃないかということと、そのスケジュール感を伺った。そうしたところ、体育館や学校という答弁があったので、それらがこのホテル等の中に入っているのかなと思ったら、それは違うとおっしゃられましたよね。ちょっと元に戻して、ホテル等の借上げに体育

館や学校の施設が入っていないのであれば、ここのホテル等の借り上げの1,450万円の予算をつけたことに対しての取り組みをもうちょっと早くしなきゃいけないんじゃないかということをもう1回伺いたい。

小澤防災危機管理課長 失礼いたしました。避難所の確保につきましては、繰り返しになりますが、ホテルや旅館等のほかにも、先ほど申しました学校の空き教室などを使って確保していただくということで、今、市町村のほうで取り組みを進めているところでございます。市町村では、実際に避難者がどの程度出るかということ想定しながら、その計画をつくっているはずでございますので、ホテルや旅館等を使用しなくても、そのほかの施設で避難者を受け入れることが可能であれば、ホテルや旅館等の活用までは至らないということでございます。

ただ、私どものほうでは、せっかくつくりました制度でございますので、こちらをできるだけ活用していただけるように、市町村にはお願いしてございます。また、ホテルや旅館の皆様方にも御理解いただけるように、これからも努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

飯島委員 予算がついて執行するんですけど、どうしても支出しなきゃいけないということもないので、おっしゃるとおりホテルや旅館以外にも学校や体育館、想像するに、学校や体育館はそんなに費用はかからず避難施設として活用できるからそれでいこうと。ということは、ホテル等の借り上げの1,450万円の計画というか、スケジュール感というか、目標があったかもしれないけど、必ずしもそれに達しなくてもいいという理解でいいですね。

小澤防災危機管理課長 1,450万円の予算をお願いいたしたところでございますが、先ほど申しましたように、そのほかの施設を避難所としてしっかり活用できるということができれば、そちらのほうまでの活用は必要なくなるのかなと考えているところでございます。地域にある資源を活用していくという観点から、ホテルや旅館の活用を積極的に取り組んでいただけると考えているところでございます。

(テレワークの取り組みの実態について)

藤本委員 県のテレワークの取り組みの実態についてお伺いします。行政事業において、在宅勤務やテレワークは、今後は欠かせないものと思っています。ただ、ふだんとは異なる仕事の状況を、お互いに監視し、従来の業務をインターネットで行うだけではなく、管理者の方々が仕事を適切に分配して、それぞれの担当者にしっかりと指示を出し、指示を受けた担当者の方たちが自律的に責任を果たす仕組みと姿勢を持って進めていかななくては、なかなかテレワークは進んでいかないと思います。県では、およそ1年前の昨年7月に、テレワーク導入しまして、その間、新型コロナウイルスの感染拡大を機に、自宅などで仕事をする形が急速に広がりを見せたと思うんですが、初めに在宅勤務としてのテレワークの利用状況について、どの程度職員の皆さんが進めてこられたのかお聞かせください。

土屋情報政策課長 テレワークにつきましては、昨年7月に導入いたしまして、昨年度中にテレワークを実施した職員数は、延べ1,728名、月平均約200名でございました。今年度でございますけれども、新型コロナウイルス感染拡大防止という観点等もございまして、職員全員がテレワークできる環境を整備いたしまして、8月末現在で延べ1万人強、月平均約2,100人がテレワークを行っている状況でございます。

藤本委員           それだけ多くの職員の皆さんが実施しているということですが、これまで、県がテレワークに取り組んでこられて、どのような部分を課題と感じているのか伺います。

染谷総務部次長   実際にテレワークを利用した職員の声などから、文書や会議資料等の紙媒体での保存が依然として多く、テレワークの際に回議文書の承認や資料の参照ができなかったケースがあった。それから、テレワークにおいては、職員や関係者との連絡や打ち合わせにおいて、電子メールのほか、私物の電話を利用していますけれども、円滑なコミュニケーションに支障があったなどの課題があると認識してございます。

                  そのため、資料や回議文書の電子化、また行政手続のオンライン化の推進、さらにはテレビ会議システムやチャットツールなどのコミュニケーションツールの導入の検討を進めているところでございます。

藤本委員           ぜひ進めていただきたいと思えます。

                  先日、新聞報道で目にしましたが、在宅勤務をする職員に対して、本県も含め多くの自治体が、出張という扱いにしているということですが、その考え方について伺います。それとあわせて、在宅勤務を行うに当たり、自宅でパソコンを使用するときの通信費、あるいは職場と連絡を取るための電話代、こういったものも、額としてはそんなに多くはないかもしれませんが、確実に費用が発生していると思えます。そうした費用の支給について、例えば新たにテレワーク手当などの創設を検討する必要があると考えますが、御所見をお伺いします。

染谷総務部次長   本県においても、他の多くの自治体と同様に、在宅勤務につきましては自宅への出張扱いとしております。これは、在宅勤務により公署を離れて勤務することとなるため、サービス上の扱いとして在宅勤務者の自宅を勤務場所と位置づけるものでございます。

                  また、自己所有のパソコン使用時の通信費や職場との連絡時の電話代などの在宅勤務に伴う経費につきましては、自己負担としているところでございます。なお、職員の負担軽減のため、各所属へ貸し出し用のパソコン配備、それから電話連絡は職場から行うなどの配慮を行っているところでございます。在宅勤務に伴う経費の実費弁償、手当の創設につきましては、その必要性を含めまして、国や他の都道府県の動向なども参考に研究をしてまいりたいと思えます。

藤本委員           貸し出し用のパソコンを配備し、電話は職場から行うということだったんですけれど、今後もっと課題が明確になってくると思えますので、せめて職員が身銭を切ったりすることがないように前向きに検討していただきたいと思えます。

                  そこで今後、この制度のさらなる普及と定着を図るために、県としてどのように取り組んでいくのかお聞かせください。

染谷総務部次長   テレワークにつきましては、柔軟な働き方の実現という面だけではなく、新型コロナウイルス対策など、有事の際の対応策としても有効であると考えております。今後もテレワークを利用する職員の声をしっかり聞きながら、資料や回議文書の電子化、またコミュニケーションツールの導入を進めるなど、利便性をより向上させていくことで、さらなる普及、定着を図っていきたいと考えております。

藤本委員

ぜひ、進めていただきたい。可能な限り、行政事務の作業の実態、また仕事の進捗状況の見える化を進めるとともに、管理職である上司の皆さんによる適切な仕事の分配、そして部下から相談しやすい環境づくりを加速させていただいて、テレワークの一層の定着を望みます。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・県内調査を11月4日に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。

以 上

総務委員長 猪股 尚彦